

シーガイア訴訟 第1回口頭弁論

「フ社だけ特別扱いだ」 「産業振興政策の一環」

住民側の訴えに知事側反論

「なぜシーガイアだけが特別扱いされるのか」
。4日、宮崎地裁。宮崎市のシーガイアを経営する第三セクター「フェニックスリゾート」支援を主目的とする基金に県が60億円を出資したことの違法性を問う訴訟の第1回口頭弁論で、原告の住民側は

訴えた。一方被告の松形祐典知事側の弁護団は「基金への公金投入はシーガイアに限ったものではなく、宮崎観光全体の浮沈をかけた問題だ」と反論している。

【山崎 太郎】

法廷で意見陳述した小林 支援に回せば、1件2000
市の飲食店経営、栗原哲夫 万円として3000件の資
さん(67)は「60億円を貸し 金繰りに応えられる」と主
張りに遭っている中小企業 張。記者会見した住民側弁

護団は「まずは知事側の全面的な反論を待つ。そのうえで知事に法廷で証言も求めたい」と話した。
知事側は今後、書面で詳細な主張をしていく方針。知事側の弁護士は「もし60億円が投入されずフ社が経営破たんでもしていれば、再建に要する労力はどれほどのものか。税金を一番生かせる時と場所に投入するのが政治」と指摘する。松形知事はこの日の記者会見で「出資について」「既に基金には約16万人から寄付を頂いている。産業振興政策の一環として(基金の)公共性・公益性、公平性とも県民に十分理解して頂いている」と思っている」と述べた。



訴訟の今後の方針などを説明する住民側弁護士(右)

シーガイア 経営改善策

「今月中にも方向性」

知事、初めて策定期間言及

松形祐典知事は4日の定例記者会見で、シーガイアを経営する「フェニックスリゾート」(木下英太郎社長)が策定中の「抜本的経営改善計画」について「今

月いっぱい大きな方向性は出てくるのではないかとの見通しを示した。知事

が経営改善計画の策定期間に触れたのは初めて。松形知事は「改善策の中

身は今月いっぱい以内に詰めている段階。その結果、行動する必要がある」と

かなければならないと思っ
ている」と述べた。改善計
画の内容については「現在、
フ社でいくつか計画案が検
討されている」と思っていると述
べることもあった。

抜本的経営改善計画は、
フ社が今年度末までに策定

すると表明している。県が
提唱して創設された「国際
コンベンション・リゾート
みよさき振興基金」は、フ
社が改善計画を策定するま
での運転資金補助を主目的
に創設された。

【奥田 伸一】

シーガイア公金返還訴訟

知事側争う構え

裁判所 地裁 宮崎 第一回口頭弁論

宮崎市の大型リゾート施設シーガイアを運営する第三セクター「フェニックス・リゾート」支援のため県が公的資金を投入したのは公益性がなく、地方自治法に違反するとして、県民七百六十九人が松形知事に六

十億円の拠出金返還を求めた住民訴訟の第一回口頭弁論が四日、宮崎地裁(中山頭裕裁判長)で開かれた。原告側は「シーガイアは営利目的の観光娯楽企業で、公益性はなし」と意見陳述、知事側は「観光・リン

ト振興策を十分に検討、投入しても焼け石に水で、県民に利益をもたらさな

い」と訴えた。知事側は「県が補助金六十億円を国際コンベンション・リゾートみやぎ振興基金に支出したのは、県内の観光リゾート施設を支援する構想実現のためであり、公益性はあるの十分な

審議を尽くし、手続き上も問題ない」などと、答弁書で主張している。松形知事は九九年十一月、シーガイア支援を主な

シーガイア 公益性の有無争点 県費訴訟

宮崎地裁で四日開かれたシーガイア支援基金への県費支出を巡る住民訴訟の第一回口頭弁論は、約百席の傍聴席が原告団メンバーで埋まり、訴訟への関心の高さをうかがわれた。今回は原告、被告双方のやりとりはほとんどなく、本格的な論戦は十一月十三日の次回弁論以降となる。

口頭弁論では、原告団の代表二人が提訴理由について「不況で苦しんでいる中小企業は多いのに、シーガイアだけに公金が投入されるのはおかしい」「将来を担う子供の教育環境の充実に使ってほしい」などと意見陳述。被告側が十一月二日までに準備書面を提出することなどを申し合わせ、閉廷した。

原告団は口頭弁論終了後に集会を開き、弁護団代表の後藤好成弁護士が「公益性の有無が最大の争点だ。個人的には勝てる裁判だと思っている」と述べ、勝訴に向けて意欲を見せた。

一方被告の松形知事は、この日行われた記者会見の中で「訴訟では、あくまでも基金設立は県の産業振興政策という点を主張していきたい」と強調した。

さらに「観光産業は本県の基幹産業」とした上で、「振興策に関しては(支援寄付に)約十六万人の署名をいいただき、(民間、市町村から)新たに六億円の基金参加も加わった」として、基金設立の公益性に関して県民の理解を得ていることを認識を示した。

目的とした基金を設立する議案を県議会に提案。同年十二月、県議会は宮崎コンベンション・ビュローが運営する六十億円と同基金を可決した。原告は約三千五百人が今年二月と五月に、拠出金の返還を知事に勧告するよう住民監査請求したが、県監査委員は「シーガイアは高い公益性があるとして贈与を棄却した。県は基金創設の公益性を明らかにする」として、訴訟資料収集などで知事支援するため、七月に宮崎地裁に訴訟参加を申請。同地裁は、県の参加受理について今月中に決める。第二回口頭弁論は十一月十三日。

【松形知事の話】観光・リゾート産業は本県の基幹産業。県民十六万人の署名と六億円の基金参加もある。公益性は県民の理解を得られている。

シーガイア 県費返還訴訟

60億円暮らしに回せば...

第1回 口頭弁論 原告住民が意見陳述

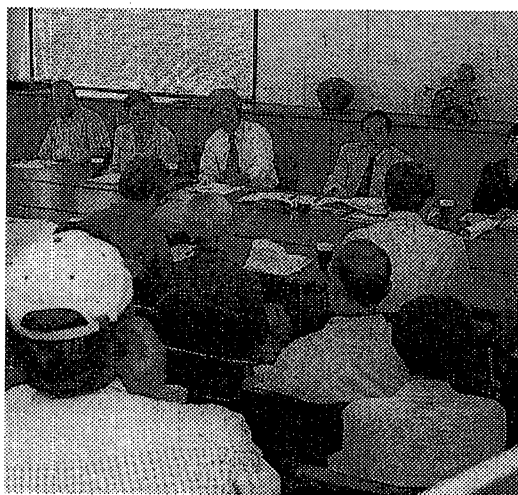
宮崎地裁

宮崎市の第三セクター「シーガイア」救済に、宮崎県が県費六十億円を投入したのは違法であるとして七百七十三人の県民が、松形祐堯宮崎県知事を相手取り、県費の返還を求めおこなった住民訴訟の第一回口頭弁論が四日、宮崎地裁でありました。

この日は、栗原哲夫さん、小林市二さんと平野千恵子さん、宮崎市IIの原告二氏が意見陳述。栗原さんは、資金繰りに困り、高利貸金業者に手を出し倒産している中小業者が増加していることをあげ、「あの六十億円をそっくり中小業者にまわしたとすれば、借入希望額二百万円の業者が三千件が満たされる」と指摘しました。平野さんは、「シーガイアに六十億円も出させるのであれば、通信制、定時制高校の充実と人の配置にこそお金をつかうべきだ」と、自らの体験を交えなが

ら、松形知事を批判しました。法廷後原告側は、集会を開催。弁護団の後藤好成弁護士は、「シーガイアは営利目的の施設であり、県が県費投入の理由にしてはいる公益性はない。また千二百十八億円の累積赤字をかかえており、『捨て金』になるのは明白」と、裁判勝利への展望をのべました。参加者からも裁判勝利にむけての決意がこもこも語られました。

次回口頭弁論は十一月十三日です。



シーガイア訴訟で第1回弁論 宮崎地裁

宮崎市の大型リゾート施設シーガイアを運営する第三セクター「フェニックスリゾート」の支援のため、宮崎県が公的資金を投入したのは公益性がなく地方自治法に違反するとして、県の栗原哲夫さん(67)は「長

引く不況の中、県内の中小企業が多くが悲鳴を上げています。六十億円をそっくりの融資に回すことができれば、かなりの数の中小企業が救われるのではないかと、自らの意見を述べました。

■公益性焦点に初弁論

宮崎市の大型リゾート施設シーガイアを運営する第三セクター「フェニックスリゾート」の支援のため、宮崎県が公的資金を投入したのは公益性がなく地方自治法に違反するとして、県民約七百人が松形祐禰知事に六十億円の出金返還を求めた訴訟の第一回口頭弁論が四日、宮崎地裁(中山頭裕裁判長)で開かれた。

訴状などによると、宮崎県は今年一月、シーガイア支援を主な目的として創設した「国際コンベンション・リゾートみやぎ振興基金」に六十億円を拠出した。累積赤字が千二百億円を超え、明らかな経営破たん状態になっているシーガイアは、将来にわたって存続しても県民の直接的な利益にはならないとしている。

これに対し、知事側は答弁書で「シーガイアを支援することは県の観光産業を下支えするに必要であり、雇用の安定も図れる」と反論している。

知事会見

「基金創設は基幹産業振興」

シーガイア 全面的に争う構え

松形祐禰知事は四日の記者会見で、県内の弁論士らが、国際コンベンションリゾート・みやぎ光・リゾート産業は県の基幹産業。基金創設は産業振興政策」と述べ、全面的に争う姿勢をあらためて強調した。

松形知事は「基金には欠かすことのできない施策であり、当然」との考えを示した。県民から十六万人の署名と六億円の寄付をいただき、政策を理解してもらっている。公共性も公益性も十分にあると強調。知事個人を相手とった訴訟に県が参加することについて「基金は県として

宮崎知事側が適正支出主張

シーガイア訴訟初弁論巨額の累積赤字にあえぐ宮崎市の大型リゾート施設「シーガイア」を支援する基金に、宮崎県が六十億円を拠出したのは違法として、県民七百六十九人が松

形祐禰知事を相手に、六十億円を県に返すよう求めた訴訟の第一回口頭弁論が四日、宮崎地裁(中山頭裕裁判長)で開かれた。知事側は「支出は手続上、何ら問題がなく、地方自治法の求める公共性を満たし、違法性もない」と反論、全面的に争う姿勢を示した。

県の訴訟参加 月内にも結論

シーガイア訴訟 シーガイアを支援する基金に、県が六十億円を拠出したのは違法として、県民七百六十九人が松形祐禰知事を相手に六十億円の返還

を求めた訴訟の第一回口頭弁論で、宮崎地裁の中山頭裕裁判長は四日、県の申し立てた訴訟参加について、九月中旬に結論を出すとの見解を示した。原告側は「県が費用を支出すれば、県民の負担が増える」として、反対する意見書を提出している。